

## 第3回後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 議事録

### 1 開催日時

令和5年(2023年)5月10日(火)14時10分から15時40分

### 2 開催場所

後志合同庁舎 2階講堂 (虻田郡倶知安町北1条東2丁目)

### 3 出席者

地域づくり推進員	1名	
地域づくり委員会委員	6名(2名欠席)	
地域づくりコーディネーター	2名	
事務局職員	3名	計12名

### 4 前年度、地域づくり委員会事業報告

#### (1)第1回地域づくり委員会(令和4年7月27日)

- ① 令和3年度の事業報告
- ② 申立案件 なし
- ③ 令和4年度の地域課題について

#### (2)第2回地域づくり委員会(令和4年11月24日)

- ① 令和4年度障害者差別解消支援地域協議会と同日開催
- ② 申立案件 1件

#### (3)第3回地域づくり委員会(令和5年2月14日)

- ① 申立案件について
- ② 地域課題について

#### (4)出前講座について 依頼なく開催なし

### 5 今年度の地域づくり委員会について

#### ○地域課題

- ・地域支援生活拠点の整備及び充実について(圏域内の整備状況報告)
- ・圏域市町村の福祉関係職員の人材確保対策調査の結果について(アンケート結果報告)
- ・人材確保対策調査アンケートの内容について、検証。
- ・南後志地区の自立支援協議会では、人材不足の現状が議論された。その中で高校生への働きかけをすることが、そのまま、地域の障がい者施設等で働くことは難しいが、将来、地元で働く選択をしたときに、選ばれるように働きかけることとなった。高校生の頭の隅にでも、大事な仕事であると認識されたい。
- ・黒松内町の町内の法人に30名程度勤務している。障がいよりも介護施設で働くケースが多いが、最近、障がい施設にも配置している。住居の問題は法人所有の住宅、公営住宅の活用をしている。(買い物先が少ない。)休日の余暇の問題がある。人材不足は解消されていない。
- ・障がい者の親の会では、障がい者と一緒に岩内高校等でボランティアし、高校生とふれあう機会を持っている。
- ・アンケートの回答がない事業主体、記載が少ない事業主体がある。

- ・勤務している病院でも、働く人材は不足している。
  - ・圏域内の施設等でも職員が不足し、サービスを提供できないので、新規での入居はできない状態が続いている。
  - ・障がいのホームヘルプ事業所の人材が不足している。新規の障がい者を受け入れられないと説明されるケースがある。障がい者の対応ができなく高齢者を中心に、サービスを中止する事業所も出てくる。
  - ・今回の調査は、圏域の市町村にとって、参考になる有意義な調査なので、各自治体に調査結果を提供した方が良いと思う。
  - ・勤めている法人では、定年退職者がこれから多くなるので、外国人労働者の計画的に配置をしていく予定。
  - ・公営住宅ではルームシェアは認めれないと住宅管理者から説明された。住居は法人で用意する計画。
  - ・施設は150名定員であるが、GH への入居等で計画的に90名になっている。それでも、急な休みが1人発生すると夜勤等の応援職員の問題が出てくる。これからも、GH 等への入居を勧めて、スリム化をしていく予定。
  - ・知的福祉協会で、初めて、小樽のイオンでブースを作り、就職説明会を行う。
  - ・勤めてる社会福祉協議会では、職員を募集したときに相談員の応募者はいるが、介護員で応募する人がいない。未経験者でも資格をとり、育成する制度があるが応募は少ない。安価な賃金であり、待遇面の問題が原因となり、人材が不足しているように考えられる。
  - ・10年くらい前も福祉人材が不足していた。その時も外国人労働者の話があった。外国人労働者は、ホテルの清掃等で勤務しているケースがある。介護員よりも賃金が高いので選ばれなく、福祉の人材の不足が続いている。
- 小樽品で高等支援学校の卒業者が介護施設で勤務を継続している軽度の知的障がい者がいる。以前、B 型の施設外就労で障がい施設で訓練を受けたケースがあるので、障がいの状況と職場の支援により勤務することが可能な障がい者が圏域内に存在すると考えられる。
- ・未永く福祉人材を確保していく必要性から、各地域の自立支援協議会と連携が必要と考える。

⇒ 今年度は、① 外国人の労働者を圏域の福祉人材の戦力となってもらうためにどのような対策が必要か、②圏域の高校生に福祉人材の確保について、周知啓蒙をどうするか、③福祉人材として勤務が可能な軽度の障がい者に対しての周知啓蒙をどのように行うかの3点を基本に福祉人材を確保が地域課題となった。

#### ○障害者差別解消支援地域協議会

- ・振興局が主催する障がい者虐待防止・権利擁護研修(市町村職員等)及び後志圏域の地域相談員研修との合同開催で、8月から11月に行う。講師は当圏域のCoを予定。参集範囲は市町村職員(地域相談員を含む)等
- ・協議会の内容等は事務局に一任された。